

令和8年度 松山市幼保連携型認定こども園指導監査実施方針

〔基本方針〕

幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、認定こども園の自主性を十分に尊重しつつ、教育・保育の提供等が適正に行われていることの確認のために実施する。なお、学校法人が設置する認定こども園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

一般指導監査はすべての施設について年1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

① 職員配置及び設備基準の遵守

- ・園児の教育・保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で園児の年齢に応じて配置しているか。
- ・園舎及び園庭の面積等が基準を満たしているか。

② 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組

- ・研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和11年度末）に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、当該保育教諭等が特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組を実施しているか。
- ・教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。

③ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成

- ・園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成するとともに、長期及び短期の具体的な指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底を行っているか。

④ 健康の保持増進

- ・感染症が発生又はまん延しないような取り組みが行われているか。
- ・園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。

⑤ 事故防止・安全対策

- ・「学校安全計画」及び危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知しているか。

- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・通園や園外活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。
- ・安全計画に定める避難訓練を実施しているか。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。
- ・災害が発生した際に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めているか。

⑥ 給食の適切かつ衛生的な提供

- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。